様式第１号（第２条関係）

ふるさと白浜応援寄附金返礼品取扱事業者選定申出書

令和　　年　　月　　日

　白浜町長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| 事業者名 |  |
| 代表者等 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 電話番号 | 　　　　　（　　　） |
| FAX番号 | 　　　　　（　　　） |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ | 　　　　　　　 |
| 担当者名 |  |

　ふるさと白浜応援寄附金の返礼品取扱事業者として選定されたく、下記のとおり申し出ます。

記

１．対象事業者の要件（裏面参照）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 対象事業者の要件のすべてに該当します。 |

　　※要件を全て満たすことを確認し□欄にチェックしてください。

２．提供予定返礼品（名称・内容等）

|  |
| --- |
|  |

　　※適宜商品規格書やチラシ等を添付してください

※総務省告示第179号に規定する返礼品（裏面参照）である必要があります。また、原則として、一の事業者が取り扱う返礼品数に制限はありません。

３．掲載希望サイト（中間事業者別）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | 掲載サイト | 中間事業者 |
| □ | ふるさとチョイス、楽天、ふるなび、ANA、外９サイト | （株）JTB |
| □ | さとふる | （株）さとふる |
| □ | 三越伊勢丹　（出品にはバイヤーによる審査有） | （株）三越伊勢丹 |
| □ | ポケットマルシェ　（一次産業従事者のみ出品可） | （株）雨風太陽 |

　　※中間事業者毎に申し込み手続きや返礼品掲載作業が必要となります。

◆対象事業者の要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ふるさと白浜応援寄附金に係る返礼品取扱等基準(抜粋) |  |
|  |  |
| 　法人、その他の団体及び個人事業者であるもののうち、次の各号に該当するものとする。　⑴　代表者等が、白浜町暴力団排除条例(平成23年白浜町条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団員等に該当していないこと。　⑵　各種法令、条例等に沿った商品又はサービスの提供を行っていること。　⑶　電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有し、インターネットによる処理対応が可能であること。　⑷　個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守することができること。　⑸　返礼品の発送依頼後、速やかに返礼品の発送ができること。ただし、期間限定又は数量限定であるお礼産品を除く。 |

◆総務省告示第１７９号「第５条　地場産品基準」

一　当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

二　当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

三　当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

三（熟成肉）　地場産品基準第３号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。

三（精米）　地場産品基準第３号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。

四　返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五　地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

六　前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

七　当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

七の２　当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八　次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ　市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

九九　前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（例：○○pay商品券、△△Pay）